

## チケット不正転売禁止法をわかりやすく！Q&A

### 【チケットを販売するイベント主催者編】

チケットを購入する消費者の皆様、チケットを販売する興行主（イベント主催者）の皆様が、チケット不正転売禁止法について正しく理解し、ライブやコンサートなどの文化芸術イベントに安心して参画していただけるよう、よくある質問事項をQAの形でまとめました。

#### (Q 1)

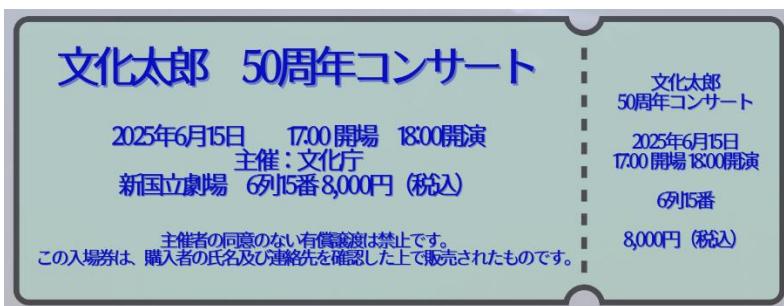
チケットを販売する際に留意するべきことは何でしょうか？

#### (答)

チケット不正転売禁止法の適用対象となるチケットは、「特定興行入場券」です。「特定興行入場券」とは、以下3つの要件を満たすチケットのことを指します。チケット券面への表示の仕方などで迷われる場合には、文化庁までご相談ください。

- イベントの日時、場所、座席または入場資格者)が指定されていること
- 販売時に、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、その旨がチケットの券面に記載されていること
- 販売時に、「購入者（または入場資格者）の氏名と連絡先（電話番号等）を確認する措置が講じられており、その旨がチケットの券面に記載されていること

#### (例)



### 【留意事項】

- ・自由席のチケットは、入場資格者を指定するチケットとして、販売時に、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨の明示、入場資格者の氏名・連絡先を確認する旨の措置が取られ、これらがチケットの券面に表示されることが必要です。自由席のチケットを、1人の購入者に対して、複数人分のチケットを販売する場合、同行者の分も含めて、全ての入場資格者の氏名・連絡先を確認することが必要です。ただし、購入時の明示については、例えば以下のような形で、「入場資格者は購入者と同一である」旨のチェックボックスで対応することが可能です。

(例)

	氏名	連絡先	
代表者 :			<input type="checkbox"/> 氏名・連絡先は購入者と同じ
同行者1 :	(必須)		<input type="checkbox"/> 連絡先は代表者と同じ
同行者2 :	(必須)		<input type="checkbox"/> 連絡先は代表者と同じ

- ・チケット販売サイトやファンクラブ等の会員登録時に、氏名・連絡先の確認が済んでいる場合には、その会員番号を確認することで、氏名・連絡先を確認する措置が講じられているとみなされます。

(Q 2)

販売するチケットが、特定興行入場券の3つの要件を満たさなかった場合はどうなるのでしょうか？

(答)

特定興行入場券の3つの要件を満たさなかった場合、チケット不正転売禁止法の適用対象外となってしまいます。この場合、仮に当該チケットについて不正転売されても、チケット不正転売禁止法を理由に転売者に対する法的措置を取ることが難しくなってしまいます。

(Q 3)

チケットの不正転売を減らすために、チケットを販売するイベント主催者が心がけることは何でしょうか？

(答)

「Q 1」の（答）で記した「特定興行入場券」の3つの要件を満たすチケットを販売すること、イベント会場で本人確認を実施すること、公式リセールサイトを整備することなどが考えられます。

特に、公式リセールサイトの整備については、急遽イベントに参加できなくなってしまったチケット購入者が、イベント主催者に認められた方法で、正式にチケットを転売できる機会を作ることになり、不正転売の抑止に繋がると考えられます。

【本件連絡先】  
文化庁文化経済・国際課  
Tel : 03-6734-4528  
Mail : ticket-bunka@mext.go.jp